運行管理の高度化、過労運転防止のための先進的な取り組み
及び社内安全教育の実施に対する支援のための補助事業

国土交通省　平成２５年８月１日

１．実施する補助事業及び申請（又は申込）受付期間

（１）運行管理の高度化に対する支援（平成 25 年 9 月 17 日～10 月 15 日）

〇デジタル式運行記録計

〇映像記録型ドライブレコーダー

（２）過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

（平成 25 年 8 月 19 日～9 月 18 日）

〇ＩＴを活用した遠隔地における点呼機器

〇運行中における運転者の疲労状態を測定する機器

〇休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器

〇運行中の運行管理機器

（３）社内安全教育の実施に対する支援（平成 25 年 8 月 19 日～9 月 18 日）

自動車運送事業者が事故防止のための社内教育を実施する際に外部専門家によるコンサルティングを利用する場合に対して補助を行う。

※本制度を利用する場合は全ト協の助成金は受けられません。

●詳細は、下記国交省 HP を参照下さい。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000144.html